

令和6年1月スタート!
はじめませんか、帳簿・書類のデータ保存!

荏原青色申告会研修会

電子帳簿等保存制度説明会

帳簿等保存、できること。やらなければいけないこと。

令和4年に改正された電子帳簿保存法が、猶予期間を経て令和6年1月より実施されます。

電子帳簿保存法は、国税関係の帳簿や書類などを電子で保存できるようにした法律ですが、大きく下記の3つに分類されます。

①PCで作った帳簿や書類をデータ保存

②紙の書類をキャンしてデータで保存

③メールやインターネット等で送受信、ダウンロードした書類をデータで保存

このうち①②は任意になりますが、③は義務になります。

今まで行っていた記帳や帳簿保存と比較してどこを変更しなければいけないのか、特に③に関しましては紙に印刷して保管することができなくなりますので、その対応の仕方も含めて是非この研修会で勉強しておきましょう。

◆ 日 時 令和5年10月24日（火） 午後2時～3時

◆ 会 場 荏原青色申告会館 2F

◆ 講 師 荏原税務署 個人一部門担当官

◆ 定 員 20名

◆ 講義内容 改正電子帳簿保存法の概要
帳簿や書類の電子データ保存について



お申込み 下記申込書にて事務局までお申込み下さい。
(FAXでも受け付けております)

荏原青色申告会事務局 TEL3783-3494 FAX3786-4955

----- き り と り せ ん -----

電子帳簿保存法制度説明会 申込書

令和 5 年 月 日

事業主名 _____

参加者名 _____

電話番号 _____